

## 群馬大学外国人研究者受入規程

	平成16.	4.	1	制定
改正	平成19.	4.	1	平成20.12. 1
	平成23.	4.	1	平成25. 4. 1
	平成26.	4.	1	平成28. 4. 1
	平成29.	5.	1	平成29.12. 1
	平成31.	4.	1	令和 2. 4. 1
	令和 5.	4.	1	令和 6. 4. 1

### (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学(以下「本学」という。)における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人研究者の受入れについて必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 この規程において「外国人研究者」とは、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する資格を有するもの又はこれに相当する研究業績を有すると認められるものをいう。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人日本学生支援機構その他の公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (2) 外国の大学、研究所その他の研究機関と本学との交流協定に基づく外国人研究者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当と認められる外国人研究者

2 この規程において「学部等」とは、群馬大学学則(以下「学則」という。)第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター並びに学則別表第1-3に規定する医学部附属病院をいう。

### (受入れの原則)

第3条 外国人研究者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学の教育研究に支障のない場合に受け入れるものとする。

- (1) 特定の研究題目について、本学の教員と共同して研究に従事する場合
- (2) 前号に準ずる場合

### (受入れの手続)

第4条 第2条第1項第1号に規定する外国人研究者のうち、公的機関の公募に基づく者を受け入れようとするときは、学部等の長は、学部等で選考の上、当該応募に必要な所定の書類を添えて学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申し出があったときは、あらかじめ、その受入れを承諾し、当該公

的機関に所定の書類を送付するものとする。

3 第2条第1項第1号に規定する外国人研究者のうち、公的機関からの受入れの照会に基づく者を受け入れようとするときは、学部等の長は、学部等で選考の上、受入れの了承を学長に申し出るものとする。

4 第2条第1項第1号に規定する外国人研究者のうち、公的機関の公募に基づかない者を受け入れようとするときは、学部等の長は、次項の規定に準じて申請するものとする。

5 第2条第1項第2号及び第3号に規定する外国人研究者を受け入れようとするときは、学部等の長は、学部等で選考の上、原則として受入れを希望する日の1月前までに、別紙様式第1号による調書を添えて学長に申請するものとする。

第5条 学長は、前条第2項に係る公的機関からの採否の通知があったときは、所定の様式により、学部等の長に通知するものとする。

2 学長は、前条第4項及び第5項の規定による申請を適当と認め、当該申請に係る受入れを承認したときは、別紙様式第2号により、学部等の長に通知するものとする。

(受入期間)

第6条 外国人研究者の受入期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要がある場合は、受入期間を延長することができる。この場合において、学部等の長は、あらかじめ別紙様式第3号により学長に申請し、その承認を得るものとする。

(受入教員)

第7条 学部等の長は、外国人研究者の受入れに当たっては、当該学部等の教員のうちから受入れ教員を定めなければならない。

(従 事)

第8条 外国人研究者は、あらかじめ定められた研修計画に従い、研究に従事するものとする。

2 外国人研究者は、本学の授業を担当することができない。

(待遇等)

第9条 外国人研究者が研究に従事するために必要な施設・設備等は、本学の教育研究に支障のない範囲において使用させることができる。

2 外国人研究者の受入期間中に生じた災害、疾病その他の事故に対し、本学としては、一切その責を負わない。

3 外国人研究者は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

第10条 外国人研究者が、本学の諸規則に違反し、又は本学の運営に重大な支障を与えたときは、学長は、受入れの承認を取り消すことができる。

(招へい教授)

第11条 学長は、外国人研究者のうち、次の各号のいずれにも該当する者で適当と認められるものに対しては、別紙様式第4号による学部等の長の推薦に基づき、群馬大学招へい教授（以下「招へい教授」という。）の称号を付与することができる。

(1) 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者

(2) 原則として受入期間が引き続き3月以上の者

2 学長は、招へい教授の称号付与を決定したときは、別紙様式第5号により、その旨を本人に通知するものとする。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、外国人研究者に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 別紙様式第 1 号

## 外国人研究者受入調書

(フリガナ) 氏 名		性別	男・女
生年月日 (年齢)	(西暦) 年 月 日 ( 歳)		
国 籍			
本国における 所属機関・職名			
本国における住所			
最終学歴	(西暦) 年 月卒業 (修了)	学位	
主な職歴			
受入学部等、受入 教員学部等・氏名			
研究題目 研究計画			
研究期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで		
費用の出途	(渡航費)	(滞在費)	(その他)
日本における住所			

※ 添付書類 研究業績リスト

外国人登録済証明書 (在留期間が 90 日を超える場合)

群大 号  
(元号) 年 月 日

(学部等の長) 殿

学 長

外国人研究者受入れの承認について (通知)

(元号) 年 月 日付け群大 号で申請のあったこのことについて、下記  
のとおり承認します。

なお、当該外国人研究者に対して、その旨を通知願います。

記

- 1 外国人研究者  
氏名 (フリガナ)
  
- 2 受入教員  
学部等・氏名
  
- 3 受入期間 (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで

群大 号  
(元号) 年 月 日

学 長 殿

(学部等の長)

外国人研究者受入期間延長申請書

外国人研究者の受入期間について、下記のとおり延長したいので、承認願います。

記

(フリガナ) 氏 名		国 籍	
受入期間	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで		
延長期間	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで		
受入教員 学部等・氏名			
延長理由			

群大 号  
(元号) 年 月 日

学 長 殿

(学部等の長)

群馬大学招へい教授推薦書

このことについて、下記のとおり推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

(フリガナ) 氏 名		国 籍	
付与期間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで		
推薦理由			

通 知 書

(氏名)	(国籍)
<p>群馬大学招へい教授 (visiting Professor of Gunma University) の 称号を付与する。 付与の期間は、(元号) 年 月 日までとする。</p>	
<p>(元号) 年 月 日 群馬大学長</p>	